

2026年度 奨学生募集要項

一般財団法人 佐々木洋寧奨学財団

一般財団法人佐々木洋寧奨学財団は、成績優秀でありながら厳しい経済状況にある日本の大学に在籍する学生（学部は問いません）に対して奨学金を給付し、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与してまいります。

1 採用予定人数	大学3年次生：10名
2 奨学生の内容	<p>(1) 奨学生の額 月額30,000円(年額360,000円)／人 本法人からの奨学生は、返済義務のない給付型です。</p> <p>(2) 奨学生給付期間 2026年4月～2028年3月の2年間(大学3年次から正規の最短就業期間で最長2年間まで)</p> <p>(3) 奨学生給付時期 2026年6月(4月～7月分)、9月(8月～11月分)及び 2027年1月(12月～翌年3月分)の3回に分けて給付</p> <p>(4) 奨学生の給付方法 奨学生は、給付月の下旬に直接奨学生の口座に振り込みます。</p>
3 奨学生の応募資格	以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。 (1) 日本国籍を有し、日本国内に居住していること (2) 日本国内に所在する大学の3年次に在籍する学生であること (3) 募集年度4月1日時点で年齢25歳以下であること (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること
4 応募の手続	下記書類を本法人に提出してください。 (1) 奨学生申込書(所定の様式を用いて自筆で作成・写真貼付したもの) (2) 身上書(所定の様式を用いて自筆で作成したもの) (3) 応募課題(所定の様式) (4) 推薦書(所定の様式) (5) 成績証明書(在学校が発行する直近のもの) (6) 在学証明書(在学校が発行する直近のもの)

	<p>(7) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの、続柄記載有、個人番号記載不要）</p> <p>(8) 所得を証明する書類（家計支持者全員の（父母、祖父母、兄弟姉妹など）所得を証明できるもの）</p> <p>ア) 給与所得者：直近年の源泉徴収票の写し イ) 自営業者等：直近年の確定申告書の写し</p> <p>※所定様式の書類は、本法人ホームページよりダウンロードしてください。</p>
5 募集期間	<p>2026年4月1日～2026年5月15日</p> <p>※2026年5月15日までに本法人必着とします。</p> <p>※持参による直接の応募は受け付けておりません。</p> <p>※応募書類に記載漏れや添付資料の不足など重大な不備がある場合は、受理いたしません。なお、提出後の書類の差し替えや再提出は認めません。</p>
6 奨学生の選考・決定	<p>2026年5月16日～31日において、本法人の選考委員会による書類選考を行い、その後理事会にて決定します。</p> <p>選考方法は書類選考とします。</p>
7 奨学生の選考結果通知	<p>奨学生の選考結果については、採否に関わらず、本法人から学校及び本人へ、書面又は、電磁的方法（電子メール等）にて通知いたします。</p> <p>選考の経過及び決定の理由等は回答いたしません。</p> <p>合否通知は2026年6月中旬を予定しております。</p>
8 奨学金の休止又は廃止	<p>奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 休学・復学、転学（留学含む）又は退学したとき (2) 停学、除籍その他の処分を受けたとき (3) 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき (4) 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき (6) 学業成績が著しく不良となったとき (7) 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき (8) 奨学生の義務を怠ったとき (9) その他、奨学生として適当でない事実があるとき <p>※上記に該当したにもかかわらず届け出がなく奨学金を受け続けた場合には、不正受給とみなされることがあります、その際には既に給付した奨学金を返還していただく場合があ</p>

	ります。
9 奨学生の義務	<p>奨学生として採用されたときは、以下のことを行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 誓約書及び振込先届出書の理事長への提出 (2) 奨学金を受けたときの受領書の提出 (3) 就学状況・生活状況報告書の提出 (4) 4 年次に在学証明書・成績証明書、卒業年に卒業証明書・成績証明書の提出
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他の奨学生を受けている場合でも応募いただけます。 (2) 奨学生の進路等について、この法人は一切関与しません。 (3) 給付実績に係る情報等の公表（個人情報を除く）は、本法人のホームページにて行います。

お問い合わせ先

一般財団法人佐々木洋寧奨学財団

東京都港区港南 2 丁目 16 番 1 品川イーストワントワー5 階

電話 03-6831-7780

Mail info@h-sasaki.org